

「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(案)」等に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
貸金・保険共通		
一の会社等の役員若しくは使用人が構成する団体又は一の国家公務員共済組合若しくは一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体について		
1	<p>「一の会社等の役員又は使用人が構成する団体」、「一の国家公務員共済組合又は一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体」には、一般財団法人が含まれるのか。</p>	<p>一般財団法人は財産を構成要素とするものであるため、原則として「構成する団体」には該当しませんが、一般財団法人であっても、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款において、適用除外の一の規定に該当する者のみを会員とする旨が明記されていること(他の参加者がその単一性・同質性を損なわない範囲内と認められ、かつ、少人数であれば問題ないものと考えられます。) 2. 定款の目的において、当該会員のために事業を行う旨が明記され、かつ、当該会員(保険については、その親族を含む。)のみを対象とする貸付・共済事業が定款に位置付けられていること 3. 定款等において、当該会員の意思が団体運営に反映できる仕組みが明記されていること(例えば、評議員の選任方法として、評議員の過半数が、会員から選任される方法又は会員が選任する評議員候補者から選任される方法その他これに準ずる方法が考えられます。) <p>の要件が満たされているのであれば、法令に定める「構成する団体」に該当すると考えられます。</p>
2	<p>「一の会社等の役員又は使用人が構成する団体」、「一の国家公務員共済組合又は一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体」について、当該団体のプロパー職員など僅かに別の種類の構成員が含まれる場合、当該類型に該当しないことになるのか。該当する場合には具体的な判断基準を示されたい。</p>	<p>適用除外の対象となるためには、適用除外の個別の規定に即している必要がありますが、他の参加者がその単一性・同質性を損なわない範囲と認められ、かつ、少人数であれば、適用除外の対象となると考えられます。単一性・同質性が損なわれないかどうかについては、団体毎に個別具体的に判断する必要があると考えられます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	「一の会社等」が一の会社等として認識されうる要件を具体的に明らかにされたい。	一の会社等たる使用者とそれに雇用される労働者の間の密接な関係があることが法令上・社会通念上明らかであり、同一の会社等と雇用関係にある役職員相互間においても密接な関係を有するとともに、実体のある事業活動を行っているものが該当すると考えられます。
4	退職教員等共済組合に任意継続している個人について、法人の退職互助部の事業を受けるときも、適用できるか。	一の地方公務員共済組合の組合員(組合員であった者を含む。)を相手方とするものであれば、適用除外になると考えられます。
その他		
5	貸金業法・保険業法の適用除外については法人で適用除外の要件を自らクリアし、法人で適用除外であるとの判断をすれば、公益法人制度改革に係る移行申請に際しては、特段確認等の作業は不要か。	貸金業法及び保険業法の適用除外の要件に該当するかどうかは、団体個々の構成等を確認の上、個別具体的に判断されるべきであると考えられることから、最寄りの財務局等にご確認していただくのが望ましいと考えます。 また、公益法人制度改革に係る申請に関しては、公益認定等委員会事務局、もしくは都道府県の公益法人担当課にご相談ください。
貸金		
一の会社等の役員若しくは使用人が構成する団体又は一の国家公務員共済組合若しくは一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体について		
6	附則第20条第2項第1号の「その直接の構成員のみに対する貸付けを業とするもの」との規定は、A組合員のみが構成する団体で組合員のみへ貸付、B組合員とその他の者が構成する団体であって組合員のみへ貸付、C組合員とその他の者が構成する団体であって構成する者全てに対する貸付等が考えられCの解釈も可能であると思われるが、「その直接の構成員」の考え方を明らかにしていただきたい。	今回の措置は、組合員のみが構成する団体で、当該団体の構成員に対する貸付けを行う場合を想定しています。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
7	複数の事業者によって構成される団体であり、当該事業者に対して貸付けを行っている。一般社団法人へ移行した場合、「一の会社等の役職員が構成する団体」として、貸金業法の適用除外とする特例が認められるか。	
8	地方職員共済組合県支部及び公立学校共済組合県支部の2の組合員を対象とし会員を構成し、福利厚生事業として会員への資金の貸付け等を行っているが、「一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体」とは、地方職員共済組合、公立学校共済組合等の2つの組合も一の都道府県の区域内に所在する一の地方公務員共済組合と解釈し、一般法人に移行した場合に引き続き貸金業法の適用除外と理解してよいか。	今回の措置は、既に貸金業法上適用除外となっている従業員貸付け（企業内の雇用関係に基づく管理を前提としたもの）に類するものとして、「一の会社等の役職員が構成する団体」、「一の公務員共済組合の組合員が構成する団体」である特例民法法人が一般法人に移行した場合においても引き続き適用除外とするものであり、その観点から団体の構成員の単一性・同質性が求められており、複数の共済組合の組合員や、複数の事業者の役職員によって構成される団体は対象となっておりません。
9	一の公務員共済組合の組合員によって構成される任意団体は、今回の措置の対象とならないか。	今回の措置は、貸付事業を行う特例民法法人が対象であり、任意団体については対象となっておりません。
10	「一の会社等の役職員が構成する団体」について、「一の会社等」には当該会社の連結子会社等も含むと理解してよいか。	ご意見を踏まえ、修正致しました。
業として行う貸付けが無利息の奨学金である団体について		
11	貸付が無利息であれば、奨学金であるか否かを問わず、適用除外とすべきではないか。	無利息であっても、貸付けの規模や条件によっては、資金需要者等の利益を損なうおそれがないとは言いきれません。そのため、一概に無利息であれば、適用除外とすることは適当ではないと判断しました。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
12	改正政令案の(改正後の平成十九年政令第三百二十九号)附則第二十条第二項第二号イの「学生、生徒、児童又は幼児」の「学生」には、学校教育法上の学校の「学生」のみならず、航空大学校や海技大学校のような特別の法律(独立行政法人航空大学校法、独立行政法人海技大学校法等)に基づいて設立された法人において、人材養成のための教育訓練を受けている者も含まれると解して良いか。	ご意見のとおりと考えます。
13	業として行う貸付けが無利息の奨学金である団体とあるが、「学資としての資金の貸付け」とは何をもって判断するのか。	貸付けの実態に照らして判断されます。
14	「学資としての資金」の範疇に、幼稚園や保育園の児童又は幼児の保育料等も含まれると解するが如何か。	ご意見のとおりと考えます。
15	業として無利息の奨学資金貸与事業を行なっている特例民法法人(従来の財団法人)だが、今回の措置の対象ということで良いか。	ご意見のとおりと考えます。
16	「その業として行う貸付が利息を付さないものであること」とされておりますが、この利息には、遅延損害金は含まれないと理解してよいか。	ご意見のとおりと考えます。(遅延損害金は通常の範囲であれば課すことが可能です。)
17	無利息の奨学金の貸付(改正案第20条第2項第2号)については、「学生・生徒」の範疇に、一定の職業に就きつつ就学している社会人等も含まれると理解してよいか。	ご意見のとおりと考えます。
18	利息について、「利息を付さないもの」とされるが、法令で定められている「みなし利息」の範囲を具体的に明確にされたい。	貸金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息を参照下さい。
その他		
19	適用除外団体に公定歩合等低利による奨学金等の貸付を行っている一般社団財団も含めて頂きたい。	有利子による貸付けを行う場合は、奨学金であっても、資金需要者の利益を損なうおそれが無いとまでは言い切れません。そのため、適用除外とすることは適当ではないと判断しました。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
20	現在の政令案では「移行登記の前日において、現に貸付けを業として行っていたものに限る。」とあるが、一般法人化すると貸金業登録が必要になると見込み、移行のため既に貸付事業を廃止した法人については、今回の措置の対象になる者との間に不均衡が出来てしまうと考える。これらの法人についても措置の対象となるようにして欲しい。	経過措置は貸金業法上の適用除外であった旧公益法人に設けられているとの趣旨に鑑みれば、「特例民法法人であった際に貸付事業を営んでいた法人で、一般法人へ移行した前日より前に同事業を廃止しているもの」と「一般法人に移行した前日に貸付事業を行っている法人」との間で異なる取扱いをする理由もないと考えられることから、前者についても、今回の政令案の対象とすることとします。
21	無利子の奨学金以外にも住宅貸付けや一般貸付の貸付事業を行っている団体についても適用除外とするため、措置の対象を「業として行う貸付が無利子の奨学金を含む団体」として欲しい。	有利子の貸付けを行っている場合、また無利息であっても、貸付けの規模や条件によっては、資金需要者等の利益を損なうおそれが無いとは言いきれません。そのため、政令案の場合に限り、適用除外としました。
22	貸金業法は多重債務対策が目的であり、その趣旨から、現在の特例民法法人であっても、一般法人化した場合には、規制の対象にすべきではないか。	今回の措置は、現在の特例民法法人の中でも、特に資金需要者の利益を損なうおそれがないと認められる類型について一般法人化した後も引き続き適用除外とするものであり、貸金業法の趣旨に沿ったものと考えます。
23	当会が会員に貸付を行ってきたことによる貸付債権を公益目的財産額から控除できるよう規定して欲しい。	公益目的財産額の算定については、公益法人制度改革の趣旨に基づいて、関係法令において所要の規定が設けられています。御指摘の点については、公益認定等委員会、もしくは都道府県の合議制の機関の判断に委ねられますので、同委員会事務局等にご相談ください。
24	「非営利特例民法法人」の要件を満たすNPOバンク等については、今回適用除外対象と同様、法の適用除外とすべきではないか。	今回の措置は、公益法人制度改革に付随して貸金業法上の手当てを行うものであり、特例民法法人以外の対象は基本的に対象となりません。
25	非営利特例民法法人以外でも、資金需要者等の利益を損なうおそれがない団体は、可能な限り法の適用除外とすべきではないか。	
26	今回の政令改正案で法の適用除外となった類型の外に、貸付の事業を行う特例民法法人のうち、資金需要者等の利益を損なうおそれがない団体の類型としてはどのようなものが考えられるか。	特例民法法人は、引き続き貸金業法の適用を除外されるためには、公益認定を受けることが基本であると考えます。今回の措置は貸付事業を行う特例民法法人の実態等を分析した上で、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められるものとして政令案で規定した類型を引き続き貸金業法の適用除外とするものです。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
27	①国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員が構成する団体②一ของบริษัท等の役員又は使用人が構成する団体③無利息の奨学金貸付を行う団体を一般社団・一般財団として新たに設立する場合、法の適用除外とすべきではないか。	今回の措置は、公益法人制度改革に付随して貸金業法上の手当てを行うものであることから、新たな適用除外類型を恒久的に設けることについては、今回の措置には盛り込んでおりません。
保険		
28	当改正案では、一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体について、団体が「一の都道府県の区域内に所在する」ことが保険業法の適用除外の要件とされているが、当該要件の具体的な内容について確認したい。	一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体の保険募集の実態が一の都道府県内に限られるものが該当します。 なお、ご意見等を踏まえ、趣旨をより明確にするため「一の都道府県内の地方公共団体の職員(職員であった者を含む。)である組合員が構成する」と規定を修正致しました。
29	「一ของบริษัท等の役職員が構成する団体」、「一の公務員共済組合法の組合員が構成する団体」に、複数の事業者や複数の共済組合の組合員によって構成される団体は該当しないのか。	保険業法では、構成員相互の密接な関係等が認められるとの要件を満たす団体を「構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能であることが法令上・社会通念上明らかである団体」として例外的に適用除外としており、その観点から、団体の単一性・同質性が求められており、複数の事業者や複数の共済組合の組合員によって構成される団体は対象となっておりません。
30	今回の改正案は、公務員のみを優遇する不公平なものではないか。	
31	平成23年5月10日公表の「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・主務省令案等に対するパブリックコメントの結果等について」では、適用除外となる団体の組織形態に関する問いに対し、「これが適用除外に該当するためには、当該事業を行う団体を構成するものが、当該組合員そのものであることが必要です。」と回答されているが、この考え方は現在も変わっていないか。	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
32	適用除外要件における「～が構成する団体」の解釈については、例えば「保険業法Q&A少額短期保険業のポイント」(保険毎日新聞社発行 保井俊之編著)では「構成員がいわゆる人格なき社団等の団体を作り、当該団体がその構成員を相手方として行うという形式のもの」とされており、我々もそのように理解しているが、今回の見直し対象となる団体もこの考え方が該当するものであるか。	今回の保険業法施行令の改正は、現行法令上適用除外となっている団体と実態が異ならないにもかかわらず適用除外となっていない団体が存在するため、技術的修正を行うものであり、現行の適用除外の考え方を変えるものではありません。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法においては、契約者保護の観点から、保険の引受を行う者を、原則としてその適用対象としており、適用除外となる団体は、個別具体的に同法・同施行令において、例外的に列挙されている。 ・これは、構成員相互に密接な関係等が認められ、構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能であることが明らかである団体に限って、当該団体の行う共済事業によって構成員が害されるおそれが極めて低いことから、例外的に保険業法の適用除外とする趣旨と解されている。 ・今回の改正案は、任命権者が複数存在する地方公務員共済組合等の実態等に鑑みて、この場合に限って例外的に改正を行うものであって、上記の趣旨を変更するものではないとの理解でよいか。 	
34	保険業法の適用除外となる団体には、保険業法の契約者保護に関する諸々のルールが全く適用されないことから、その範囲は契約者保護の観点から慎重に判断する必要があり、今後安易に拡大されることのないよう求める。また、保険業法の適用を受ける保険事業者との公平性の維持、保険事業者の事業環境への圧迫等につながらないよう厳格に対応すべき。	
35	同一の監督者、同一の監督基準、同一の検査体制に基づく、同一の規制環境により公平な契約者保護を達成すべき。	
36	貸金業法施行令と保険業法施行令の両改定をいかなる考えから「同様の修正」と評価しているのか。	
37	保険業法適用除外になった団体の医療補助に関わる引当金は保険計理人が関与しなくても合理的な計算が行われていれば、公益目的財産額から控除するようにして欲しい。	公益目的財産額の算定については、公益法人制度改革の趣旨に基づ

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
38	<p>一般財団法人が保険業法の適用除外となった場合においても、制度の健全な運営のためには一定の準備金が必要となるが、適用除外となった場合においても、認可特定保険業と同様に公益目的支出財産額から一定の準備金を控除するようにして欲しい。</p>	<p>いて、関係法令において所要の規定が設けられています。ご指摘のケースについては、公益認定等委員会、もしくは都道府県の合議制の機関の判断に委ねられますので、同委員会事務局等にご相談ください。</p>
39	<p>今回の改正により保険業法の適用除外となった場合でも、契約者保護の観点から、保険業法に基づく計算書類の作成や責任準備金等の積立てを行う必要があると考えるがどうか。また、保険業法の適用除外の団体は、自己責任を問うことができる範囲での自治による事業運営や共済契約者の保護のために、保険業法に基づき責任準備金を積立てる会計処理を採用すべきと考えるがどうか。さらに、契約者保護の観点から、保険数理を用いた責任準備金が十分に積み立てられていない団体については、各団体の自治に任せるのではなく、政府の責任として保険業法の規制をかける必要があると考えるがどうか。</p>	<p>保険業法の適用除外に該当する団体であっても、契約者(加入者)保護の観点からは、保険業法に準拠して計算書類の作成や責任準備金等の積立てが行われることが望ましいと考えますが、最終的には各法人で判断されるべき事項と考えます。</p>
40	<p>公務員互助会の会員の一人として、保険業法による契約者保護を希望しています。会員が望めば、当互助会は特定保険業の認可申請ができると考えてよいか。</p>	<p>適用除外の要件に該当しないこととなる場合には、特定保険業の認可申請を行う必要があります。</p>
41	<p>平成18年4月1日時点で共済事業を運営していた公益法人等が今般の規制見直しによって保険業法適用除外となっても、保険法は適用される可能性があると考えてよいか。</p>	<p>保険法は、保険業法の適用の有無にかかわらず、共済事業にも適用されるものと考えますが、同法を所管する法務省にお問い合わせください。</p>
42	<p>金融庁HPに掲載されている「少額短期保険業制度について～移行期間終了に伴う注意点など～」を見ると、「〇〇共済、〇〇互助会といった名称のもとで人の死亡・疾病・傷害などが発生したときに給付金を支払うことや偶然の事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険料(掛け金)を収受する保険(共済)事業を行っている事業者(団体)から保険(共済)契約の募集を受けた場合は、保険業法上の対応(「適用除外であるか否か」も含む。)をどのように採っているのかをその団体に確認し、事業運営内容(預かった保険料[掛け金]をどのように管理しているかなど)をしっかりと確認したうえでご契約の判断をするようにしてください。」とあるが、平成25年12月以降もその注意点に変更はないと考えてよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
43	<p>契約者等保護(保険業法)並びに利用者保護(金融商品取引法)の視点から、「適用除外であるか否か」を確認するために必要となる知識並びに確認する手段を列挙して、消費者にご周知いただきたい。</p>	<p>保険業法では、構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能であることが法令上・社会通念上明らかである団体のみを適用除外としていることから、適用除外の要件等について一般の消費者に広く周知する必要性は必ずしも高くないと考えられます。</p>
44	<p>特定保険業を行う団体が、その業の認可を受けずに、一般社団法人又は一般財団法人として、平成25年12月以降も共済事業を継続する場合、当該給付事業については、保険業法に根拠のない、いわゆる無認可共済となる可能性があると考えてよいか。</p>	<p>ご意見のとおりと考えます。</p>
45	<p>当改正に関しても、金融庁から公表されている「規制の事前評価書」に記載の通り、改正後の規定の実施状況(一の都道府県における事業の運営状況等)について検討し、契約者保護の観点から必要が生じた場合に所要の措置を講じて欲しい。</p>	<p>必要に応じ所要の措置を講じていくこととします。</p>